

議案第 73 号

平成 29 年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

平成 30 年 9 月 3 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

平成29年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成29年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成29年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

平成30年7月26日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における国民健康保険への加入状況は、5,679世帯、被保険者9,713人で前年度と比較すると193世帯の減、被保険者で571人の減である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額45億5,286万5,763円、歳出総額44億6,687万6,059円で、歳入歳出差引残額8,598万9,704円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が45億5,286万5,763円で、前年度と比較すると1.14%の減であり、調定額に対する収入率は95.85%である。

収入全体の17.12%を占める国民健康保険税の収納率は調定額に対し、79.93%である。

国保税における不納欠損額は1,733万1,890円で、前年度と比較すると20.31%の減であり、収入未済額は1億7,900万216円で、前年度と比較すると14.79%の減である。

その他の収入は、前期高齢者交付金が22.92%、共同事業交付金が20.79%、国庫支出金が19.70%、一般会計からの繰入金が8.92%である。

歳出の状況は、支出済額が44億6,687万6,059円で、前年度と比較すると1.74%の減であり、予算現額に対し97.04%の執行率である。

支出の主なものは、全体の56.69%を占める保険給付費では、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費及び一般被保険者高額療養費で、その他に23.72%を占める共同事業拠出金、12.42%を占める後期高齢者支援金である。

以上が決算の概要であるが、平成29年度においても、健全な国民健康保険の運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、自主財源の確保に努め、国民健康保険運営のなお一層の努力を望む。

平成30年8月3日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 高水永雄